



申告納税相談日程・会場一覧

月	日	曜日	午前受付	午後受付	会場・受付時間	
2	7	火	向原・下松・弥生	松峯・真ヶ沢・宮野	奥川みらい交流館 午前受付 9時30分～11時 午後受付 1時～3時	
	8	水	杉山・山浦・出戸・小屋	新町・小山・弥平四郎		
	9	木	塩・中ノ沢・極入・小綱木	道目・中町・梨平・大舟沢		
	10	金	予備日 [奥川地区]		申告受付および控室 町役場 3階会議室	
	13	月	呼賀・滝坂	小清水・滑沢・井谷		
	14	火	平明・原	漆窪・新村・樟山		
	15	水	荒木・高目・徳沢	上野尻5・下野尻1・熊沢		
	16	木	上野尻1・柴崎	上野尻2・下野尻3		
	17	金	端村・白坂・屋敷	上野尻3・上野尻6		
	20	月	上野尻4・下野尻2・榎木平	宝川		
	21	火	森野	松尾		
	22	水	尾登・牛尾・泥浮山	山口・程窪・軽沢		
	24	金	小杉山・黒沢	萱本		
	25	土	予備日 [地区指定なし]			申告相談会場 町役場 3階大会議室
	27	月	縄沢・長桜	西林・青坂		
28	火	下小屋・西原	上小島			
3	1	水	3町内	下小島	午前受付 8時30分～11時 午後受付 1時～4時	
	2	木	大久保・中野	2町内		
	3	金	7町内・西平	塩喰・10町内		
	6	月	堀越	4町内		
	7	火	5町内・橋屋	1町内・芹沼		
	8	水	芝草	9町内1		
	9	木	9町内2	安座		
	10	金	8町内	6町内		
	11	土	予備日 [地区指定なし]			
	13	月	八重窪・出ヶ原	牧・西林東		
	14	火	橋立・さゆりが丘	四岐・戸中		
	15	水	予備日 [地区指定なし]			

※各日混雑によりお待たせする場合がございますので、なるべく指定日時での申告にご協力をお願いします。
※午前・午後ともに指定時間内に受け付けを済ませてください。

注意

申告相談に応じることができません。
必要な書類などが無い場合、原則として

申告に必要なもの チェックしてみましょう!

- 給与所得の人は、勤務先から交付された源泉徴収票
 - 事業所得、不動産所得、配当所得、一時所得などの収入金額および経費が分かる書類（帳簿）
 - 農業所得のある人は、農業収入などの経費をまとめた農業所得関係計算書および領収書
 - 諸控除の証明書や領収書、具体的には、生命保険・個人年金控除証明書、建物地震（火災）保険証明書、国民年金の領収書、医療費の領収書・通知書など
 - 税務署から申告のハガキが届いた場合は、そのハガキ
 - 通帳および届出印鑑（所得税の還付が発生することがあるため）
 - マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードおよび本人確認書類（運転免許証など）
 - 【医療費控除を受ける場合のみ】領収書を人と病院・薬局・介護サービスで分けて計算して作成した明細書（明細書を未作成の場合は会場で作成してもらいます）
- 例：野沢 太郎 ○○病院 12,000円 △△病院 5,000円 ☆☆薬局 10,000円

町民税の申告納税相談 Q & A



- Q. 申告期間はいつですか？**
A. 2月7日から3月15日まで自治区ごとに行います。
- Q. 収入がない場合でも、申告は必要ですか？**
A. 令和5年1月1日現在で20歳以上の人であれば、収入がなかったことを申告するか町役場町民税務課までお電話ください。
- Q. 会社で働いていますが、申告の必要はありますか？**
A. 勤務先で年末調整をしていない場合や、複数の勤務先から給与をもらっている場合は申告が必要になります。また、給与以外にも収入がある場合も申告が必要です。
- Q. 年金収入のみの場合でも申告は必要ですか？**
A. 控除漏れなどがなければ申告をする必要はありませんが、町役場町民税務課まで年金収入のみである旨をお電話ください。
- Q. 農業、営業の申告をする際に領収書以外に何が必要ですか？**
A. 帳簿や農業所得関係計算書を作成し、申告会場に持参してください。（農業所得関係計算書は1月に全戸に配布しています）
- Q. 年の途中で転入・転出をした場合はどちらの市町村に申告しますか？**
A. 令和5年1月1日現在の住所地の市町村に申告することになります。
- Q. 指定日時以外の日に申告をすることはできますか？**
A. 事前に電話などで何日を希望したいかを連絡すると対応可能です。

町の申告受け付けは2月7日～3月15日 お済みですか？申告準備

今年も町・県民税の申告、所得税の確定申告の時期を迎えました。町では、2月7日から町・県民税の申告納税相談を行い、令和4年中（昨年1月から12月まで）の申告を受け付けます。申告納税相談は、令和5年度の町・県民税、国民健康保険税などの課税の基礎となる重要な手続きです。忘れずに申告しましょう。



確定申告と町民税の申告

主な給与以外の収入が20万円以下である場合や年金収入が400万円以下で、所得税にかかると確定申告の必要がない場合でも、町民税の申告が必要で、特に年金は、全ての控除が適用されていない場合があるため注意が必要です。源泉徴収票に記載されている控除以外の控除（扶養・社会保険料など）を申告することで、来年度の町・県民税の負担が軽くなる場合があります。もう一度、年金の源泉徴収票を確認してみてください。

また、収入がない場合も申告が必要です。申告をしないと「収入がない」ことを把握できないため、未申告者となります。未申告者になると、課税証明書の発行ができなくなり、各種行政サービスを受けることができなくなる恐れがあるため注意してください。

記帳・帳簿の保存

農業を含む個人事業や不動産事業、山林事業などを行うすべての人に、記帳・帳簿書類の保存が必要になります。収入金額や経費を記載した帳簿、受け取った請求書や領収書などを5～7年の一定期間保存する必要があります。

マイナンバーの記載と本人確認

平成28年分以降の所得税などの申告書には、マイナンバーの記載が必要です。また、提出の際には本人確認書類（マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードと運転免許証など）の写しの添付が必要です。

申告に関する問い合わせはこちらまで！
町民税務課
税務係
☎45-2212



皆さんからの温かい善意ありがとうございます 各団体から寄付を受けました

昨年末、町共同募金委員会へ町内の3団体の皆さんより温かい善意の寄付が寄せられました。

12月22日には町仏教会と町老人クラブ連合会の皆さんが訪れ、托鉢で受けた浄財の一部や会員から集まった募金をそれぞれ歳末たすけあい募金として、翌23日には西会津ライオンズクラブの皆さんが寄付金を、町共同募金委員会長の薄町長にそれぞれ手渡しました。

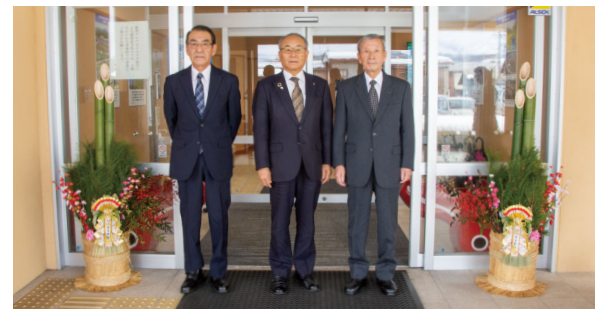


1. 町仏教会
2. 町老人クラブ連合会
3. 西会津ライオンズクラブ

立派な門松で役場来庁者を出迎える 町シルバー人材センターが門松を寄贈

昨年12月28日、町シルバー人材センターの小柴正意理事長と齋藤俊二副理事長が町役場を訪れ、新春を彩る門松一對と町長室用のミニ門松を町に寄贈しました。

今年の門松は下野尻地区で採れた青竹を使い、センター会員の皆さんが約1週間かけて一つ一つ手作りで作成しました。この門松は、町役場のほかにロータスインや道の駅にしあいづにも飾られ、年末から正月にかけて来場者の皆さんを華やかに出迎えました。



▲写真左から齋藤副理事長、薄町長、小柴理事長

町長コラム その30



今年「卯年」、飛躍の年である。これまで準備・検討してきた事業などの結果を出す年になる。

まず、「(仮称)西会津町農業公社の設立」である。町の農業は、担い手の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増大など厳しい環境にある。基幹産業である農業を将来に向けてどのように持続可能にしていけるか、生産者や各種関係団体などを検討会の構成員として話し合ってきた。その結果を昨年12月の議会定例会で説明し、現在、議会においても特別委員会を設置して検討されている。準備が整ってきたので早めに設立していきたい。

次に、「特定地域づくり事業協同組合」の設立である。これは、人口減少や高齢化による地域産業や農業、商工業などの人材不足に対応するための組織である。繁忙期における人手不足の解消だけでなく、若者の地元定着や移住の促進に向け、必要な時期に必要な人材を確保・派遣し、事業者の維持・存続と地域経済の活性化を図るため、本年中に設立する考えである。

このほか、デジタル戦略に基づくまちづくりの進化、町の「米」を核にした新たなプロジェクトの立ち上げ、首都圏などの企業の移転に向けた関係強化、「日本の田舎、西会津町」のブランド強化に向けた基本構想や基本計画の策定と具体的な事業の展開など。最後に、町内からパン屋がなくなつて久しい。現在、道の駅にしあいづで米粉パンを試験的に販売しているが、町の産品を使ったパンなども本格的に販売していきたいと考えている。

西会津町長 薄 友喜

“お米のオリンピック”で西会津産米が高評価 三瓶さんが国際大会で2年連続金賞を受賞

昨年12月2日～3日に長野県で開催された「第24回米・食味分析鑑定コンクール国際大会」において、国際総合部門で三瓶鐵江さん(出戸)のコシヒカリが金賞を受賞しました。今回の国際総合部門には5280点の応募があり、その中で三瓶さんのコシヒカリは昨年から2年連続、通算3度目の金賞を受賞しました。

同月16日に町役場を訪れた三瓶さんは、薄町長に受賞を報告しました。薄町長は「本当に名誉なこと。西会津産米のPRにも大きく貢献していただいている。まだまだ上を目指してほしい」と祝福と称賛の言葉を贈りました。



地域社会の発展と人材育成を目的に連携 福島大学と包括連携協定を締結

町では、国立大学法人福島大学と包括連携に関する協定を締結しました。締結式は昨年12月21日に町役場で行われ、薄町長と三浦浩喜学長が協定書に署名しました。

本協定は、相互の資源を有効に活用した包括的な連携の下、教育・文化・スポーツ、産業振興、地域づくり・集落活性化、社会福祉などの分野において協働活動の推進を図り、地域社会の発展と将来を担う人材育成に寄与することを目的としています。

町と福島大学は、ボランティア活動に係る助言・指導、奥川地区を中心とした集落支援などで以前から連携を図ってきましたが、今後は地域農業の発展や地域課題の解決など新たな連携による取り組みを推進していきます。



各種統計調査員として円滑な調査に尽力 鈴木さんに県統計協会名誉会長表彰を伝達

令和4年度福島県統計協会名誉会長表彰を鈴木洋さん(軽沢)が受賞したことを受け、昨年12月26日に町役場で伝達式が行われました。本表彰は、通算で7年以上、国勢調査などの統計調査業務に従事した指導員または調査員に贈られます。

式では、薄町長が鈴木さんに表彰状を伝達し、「長年にわたる統計調査業務へのご尽力に対し心から感謝を申し上げます」とあいさつしました。

